

第2章 安全安心

安らぐ

医療と健康を保ち 穏やかでいきいき暮らせるまち

施策	頁
17 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します	46
18 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます	50
19 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します	52
20 地域福祉活動の支援と促進を図ります	54
21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します	56
22 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します	60
23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します	62
24 生活保護受給者と生活困窮者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します	66

備える

お互いの思いやりと助け合いが築く 安全安心のまち

施策	頁
25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します	68
26 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します	72
27 生活安全の向上を図ります	76

守る

みんなで創りみんなで守る 自然と街並みが美しいまち

施策	頁
28 豊かな自然環境を次世代へ継承します	78
29 快適な生活環境を守ります	82
30 循環型社会の形成を促進します	86

施 策 17 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します

統括部等 健康増進部

関連部等 土木部

現状と課題

現 状	課 題
高血圧・糖尿病などの生活習慣病の予防と改善を目的に、健診の受診勧奨や適正な相談、保健指導を実施しています。	市民の健康の維持・向上のため、「食」の重要性や生活習慣病の予防を啓発する必要があります。
医療機関と連携して、市民の健康チェックや疾病の早期発見を目的に、人間ドックや健康増進法などに基づく各種検診などを実施しています。	安全で適正な検診などを行うため、医師の確保をはじめ、計画的な検査機器の更新や時代の変化に対応した検査項目の見直しなどが必要です。また、各種がん検診の未受診者への対策が必要です。
健康食生活の維持や改善が必要な市民に対し、健康教育や保健指導を行い、食事目安量や栄養バランスの指針を提供しています。	生活習慣の変化や、価値観などの多様化により、正しい食育*の理念や健康観が、家庭や地域で受け継がれる環境づくりが必要です。
様々な年齢層を対象とした歯と口の健康における健診や指導を行うとともに、市歯科医師会などと協働して、歯科健診や8020運動*などの市民への啓発事業を実施しています。	歯周病*疾患予防を目的とする成人歯科検診の受診率の向上をはじめ、市民の年齢や状況に応じた事業を展開し、歯と口の健康の大切さを周知する必要があります。
「川西市健幸まちづくり条例」において、市民が健康で幸せに暮らすことを「健幸」と定義し、市民参加型の健幸マイレージやきんたくん健幸体操や出前健幸測定会などを実施するとともに、公園に健康遊具を設置するなど、「健幸」で活力ある社会の実現に向けて取り組んでいます。	地域・関連団体・他部署などとも連携を図り、幅広い視点から施策を展開することで、「健幸」につながるまちづくりを推進する必要があります。

*食育：生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

* 8020 運動：80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうという運動。

*歯周病：歯についた細菌のかたまり（プラーク）が出す毒素により、歯肉（歯ぐき）や歯槽骨（骨）など歯を支える組織が破壊されていく病気をいう。大人が歯を失う原因で最も多い。

主な施策展開

○生活習慣病の予防対策の推進

健診後の健康相談や訪問指導などの充実を図り、生活習慣病の予防対策を推進します。

○市医師会との連携による市民の健康の維持・向上

特定健診や各種がん検診の受診率向上に努め、早期発見や早期治療に繋げるとともに、国の動向も注視しながら、検査項目の見直しなどについて、市医師会などと検討し、市民の健康の維持・向上を図ります。また、各種がん検診の未受診者などへの受診勧奨に取り組みます。

○食育の推進

食育フォーラムの開催や市独自の啓発媒体などを通じ、「食」の大切さにおける意識を高めます。

○歯と口の健康づくりの推進

定期歯科健診の重要性を普及啓発し、市民のライフステージや障がいの有無などに応じた歯と口の健康づくりをサポートします。

○市民の健康づくり意識の定着

地域・関連団体・他部署などとの連携を図りながら、健幸マイレージやきんたくん健幸体操などの事業を継続実施するとともに、公園に健康遊具を設置するなど、運動無関心層への健康づくりのきっかけや運動習慣化につながる取り組みなどを行い、市民の健康づくり意識の定着を図ります。

安全安心
安らぐ

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	↗	67.6% (H29)	80.0%
	市民実感調査より		
定期的に歯の健診を受けている市民の割合	↗	45.5% (H29)	50.0%
	市民実感調査より		
「食事をすることが楽しい」と思う市民の割合	↗	60.8% (H29)	80.0%
	市民実感調査より		
むし歯のない3歳児の割合	↗	89.4%	95.0%
	3歳児健康診査でむし歯が確認されなかった子どもの割合		

役割

市 民	・ 自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組みます。 ・ 疾病の早期発見・早期治療のため、定期的に各種検診などを受診します。
市民公益 活動団体	・ 様々な活動機会を活用し、食生活改善などの重要性を啓発します。 ・ 地域のつながりや、自らの持つ知識及び専門性を生かし、健幸まちづくりに取り組みます。
事 業 者	・ 健康づくりに取り組みやすいように配慮した健（検）診などの機会の確保や職場環境の整備に努めます。

関連する個別計画

川西市健幸まちづくり計画



きんたくん健幸体操



かわにし食育フォーラム2016

安全安心
安らぐ



歯と口の健康フェア



予防歯科センター「歯と口の探検館」見学

視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策 18 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます

統括部等 健康増進部

関連部等

—

現状と課題

現 状	課 題
休日応急診療所やふれあい歯科診療所を開設し、休日の応急診療を実施するほか、近隣自治体などと協力して、子どもの初期救急診療や二次救急医療体制*などの確保に努めています。	現状の医療体制を維持・向上させ、安定的な救急医療を提供していくためには、県や近隣自治体、関係医療機関などと円滑な連携を図るとともに、機能的な役割分担を検討していく必要があります。
保健センターを拠点として、健康大学をはじめ、健康意識の啓発活動や乳幼児の健康診査、各種検診などを実施しています。	利用者が安心して良質なサービスを受けることができるよう、施設の適正な維持管理が必要です。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度*は、全ての国民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度を維持するために大きな役割を担っています。	高齢化や高度医療化などにより、一人当たりの医療費が増大する中で、国民健康保険は保険税負担の能力が弱い方の加入割合が高いという構造的な問題があります。

主な施策展開

○医療機関受診機会の提供

かかりつけ医*・かかりつけ歯科医を持つことを奨励し、医療機関受診機会を安定的に提供できるよう、県や近隣自治体をはじめ、医師会や歯科医師会などと連携し、より効果的な体制づくりに努めます。

*二次救急医療体制：救急車により直接または一次救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応する体制。また、地域の診療所などで、比較的軽症で緊急度の低い患者に対して行うことを一次救急医療、心筋梗塞・脳卒中・頭部外傷など最重症の救急患者の対応に当たる三次救急医療と、重症度に応じて3段階に分類されている。

*後期高齢者医療制度：平成20年4月から、従来の老人保険制度にかわり実施された医療制度で、「高齢者の医療に関する法律」に基づき、75歳以上（一定の障がいがある場合は65歳以上）の高齢者を対象とする。保険者は、都道府県単位に設けられた後期高齢者医療広域連合。

*かかりつけ医：日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。

○歯科診療の実施

より安全でわかりやすい歯科診療を行うため、デジタル検査装置を導入し、要介護高齢者や障がい者などに対して、適正な診療を提供します。

○保健センターの適正管理

乳幼児から後期高齢者まで、幅広い世代の市民を対象とする様々な健康づくり事業の実施拠点として、保健センターを快適に利用してもらえるよう、計画的かつ効果的な施設の維持管理を行います。

○医療保険制度の適正な事業運営

国民健康保険については、平成 30 年度以後の国保制度改革に対応しながら、引き続き医療費の適正化や収納率の向上を図り、適正な事業運営を行います。また、後期高齢者医療制度については、制度のわかりやすい説明・広報に取り組むとともに、制度運営に関して、必要に応じて国や県に働きかけを行います。

安全安心
あらぐ

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
市内の医療環境に満足している市民の割合	↗	48.3% (H29)	60.0%
	市民実感調査より		
かかりつけ医を持っている市民の割合	↗	66.7% (H29)	75.0%
	市民実感調査より		

役割

市 民	・ 早期に、より適正な医療機関の受診に努めます。 ・ 医療保険に加入し、保険料（税）を納付します。 ・ 保健事業の利用による疾病の予防や早期発見、ジェネリック医薬品*の利用、お薬手帳の活用などにより医療費の抑制に努めます。
市民公益活動団体	・ 地域の特性に合わせて、緊急時の対応など事業者間の調整を行います。
事 業 者	・ 緊急時にも適正な医療を提供します。

関連する個別計画

川西市健幸まちづくり計画／データヘルス計画

*ジェネリック医薬品：最初に作られた薬の特許終了後に厚生労働省から有効成分、用法・用量、効能・効果が同じものと認可され、製造・販売されているより安価な薬のこと。

施 策 19 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します

統括部等 市立川西病院

関連部等 総合政策部

現状と課題

現 状	課 題
市立川西病院は、市からの財政支援を受けながら、「経営健全化計画」に基づいた経営健全化の取り組みを推進しています。	患者数・診療報酬を十分に確保できず、経営健全化計画の目標値を達成できていません。
「経営健全化計画」を達成できない可能性が高い一方で、毎年 10 億円以上の市からの財政支援は限界にきています。	将来にわたり、公立病院としての役割を果たしつつ、健全な経営を行うためには、現在の経営形態を見直す必要があります。
阪神北圏域は、高度急性期病床や回復期病床が特に不足しており、圏域内の医療完結率が県内で最も低い状況となっています。	今後、高齢化が進み、生活圏域が狭くなっていく状況を考えると、高度急性期病床を一定確保することで、圏域内の医療完結率の向上を図るとともに、再編・ネットワーク化に取り組む必要があります。
昭和 58 年の開設以来 34 年が経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。	施設は法定耐用年数である 39 年に近づきつつあるため、建て替えを行う必要があります。

主な施策展開
○市立川西病院の経営健全化

計画期間中は経営健全化補助を継続するとともに、取り組み推進のための財政支援を継続します。

○指定管理者制度の導入

指定管理者制度を導入し、健全な経営を行い、公立病院としての役割を果たすとともに、市負担額の抑制を図ります。

○地域医療体制の構築

兵庫県の地域医療構想では、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域完結型医療が求められています。このため、市医師会などとの連携のもと、市内の病院や医療機関との機能分担や連携強化を図り、再編・ネットワーク化に取り組みます。

○適切な建替え方法の検討

建替えを行う際には、経費抑制を図りつつ、国からの財政支援策を有効活用します。

○（仮称）市立総合医療センターの検討

将来にわたり、市民に安心して安全な医療を提供していくため、（仮称）市立総合医療センター構想案に基づき、キセラ川西センターと北部医療のあり方を検討します。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
患者満足度	↗	59.4%	70.0%
	外来患者アンケートより		
経常収支比率	↗	98.0%	100.7%
	経常収益(医業収益＋医業外収益)÷経常費用 (医業費用＋医業外費用)		
病床利用率(稼働病床比)	↗	81.7%	83.0%
	一日平均入院患者数÷稼働病床数		
職員給与費医業収益比率	↘	70.7%	66.6%
	職員給与費÷医業収益		
資金不足比率	↘	14.0%	8.5%
	資金の不足額÷事業の規模		

※市立川西病院事業新経営改革プランで設定した平成 32 年度の数値目標を目標値（H34）として設定

役割

市 民	・ かかりつけ医を持ち、緊急性や症状に応じた医療受診を心がけます。
市民公益活動団体	・ 病院サポーター*とともに、医療サービスやアメニティの向上に取り組めます。
事 業 者	・ 市立川西病院や各医療機関との役割分担を明確化し、連携の強化に努め、市民に適切な医療を提供します。

関連する個別計画

市立川西病院事業新経営改革プラン

*病院サポーター：病院・施設などへ来院される人々に、より安心して医療を受けていただけるよう、院内の案内や環境整備など、病院職員と協働して行われる活動に取り組む人・団体。

安全安心
あらぐ

視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策 20 地域福祉活動の支援と促進を図ります

統括部等 福祉部

関連部等

—

現状と課題

現 状	課 題
少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化しており、地域における福祉課題は多様化・複雑化しています。	地域福祉に関する意識の向上を図り、民生委員・児童委員*や地区福祉委員会などの関係機関との連携をより一層強化していく必要があります。
市内全地区において、地域での相談窓口や交流事業開催などの福祉デザインひろばづくり事業が展開されるなど、地域住民の主体的な参加による様々な福祉活動が推進されています。	地域福祉活動の担い手となる人材が高齢化などにより減少していくことが見込まれるため、幅広い年齢層の参画を促し、地域ボランティアの育成などを図る必要があります。
認知症*や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、成年後見制度による支援・援助を必要としている人が増加しています。	すべての人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、判断能力が不十分な方の権利を守り、生活を支援するための成年後見制度*を広く周知し、地域ぐるみで支援していく必要があります。

主な施策展開

○地域福祉活動の充実

社会福祉協議会や地区福祉委員会、地域包括支援センター*、ボランティア団体などの関係機関に加え、民生委員・児童委員との連携を強化し、市民の自主的な地域福祉活動や見守り体制の充実を図ります。

*民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童福祉法に基づき、児童委員を兼務する。

*認知症：脳や身体の疾患を原因として記憶や判断力などの障がいが起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性が代表的な疾患である。

*成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の財産管理、介護等の契約、遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う制度。

*地域包括支援センター：地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う機関をいう。

○地域福祉への市民参画の促進

地域における様々な活動を通じて、幅広い年齢層の住民の参画を促し、地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員や福祉委員、地域ボランティアを育成します。

○福祉に関する総合的な支援体制の推進

成年後見制度の利用促進を図るため、制度を広く周知し、相談・権利擁護支援体制の充実と市民後見人の養成を図ります。さらに、「地域共生社会*」の実現に向けた取り組みを検討します。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
「地域で高齢者や障がい者・児童などを見守り、支援する仕組みができている」と思う市民の割合	↗	28.5%(H29)	40.0%
	市民実感調査より		
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	↗	21.6%(H29)	30.0%
	市民実感調査より		

安全安心
安らぐ

役割

市 民	・ボランティア活動や地域福祉活動に参加します。 ・地域福祉活動拠点などを軸に、地域福祉活動の輪を広げます。
市民公益活動団体	・市をはじめ、市民や地域・福祉事業者などと連携し、地域福祉活動の推進に取り組みます。 ・地域福祉活動の発展につながるような情報の収集と発信を行います。
事 業 者	・市をはじめ、市民や地域・福祉事業者などと連携し、地域福祉活動の推進に協力します。 ・地域住民に対して施設を開放し、活動の場を提供するなど、地域福祉活動に協力します。

関連する個別計画

第5期川西市地域福祉計画

*地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策

21

高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します

統括部等

福祉部

関連部等

健康増進部

現状と課題

現 状	課 題
高齢社会が進展することで、要介護（要支援）の認定率の上昇に伴う介護保険サービスの利用者が増加するため、保険給付費の上昇が見込まれます。	介護予防事業や認知症予防事業の促進を図り、認定率の上昇を抑えることが必要です。
認知症サポーター*の養成や認知症カフェの開設費用の一部を助成するなど、認知症への正しい理解や介護者への支援体制の構築などに取り組んでいます。また、高齢者を支える地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、第1層協議体（全市域）、第2層協議体（おおむね中学校区）を設置して取り組んでいます。	今後、増加が見込まれる認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりが求められています。このため、認知症に対する正しい理解の普及・啓発や地域社会全体で支える仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた協議体の設置が必要です。
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者を支援する総合相談窓口として、地区ごとに地域包括支援センターを設置しています。	地域包括支援センターを拠点に、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム*を構築していく必要があります。

主な施策展開

○介護予防や認知症予防の推進

介護予防に関する知識の普及啓発活動や介護予防教室、認知症予防教室などを通じ、高齢者が生き生きと自立した生活を送れるよう支援します。

*認知症サポーター：認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者。

*地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた家庭や地域で尊厳を持って安定した生活を継続することができるよう地域の保健・医療・福祉関係者や地域住民、ボランティアなど地域全体で高齢者を見守り・支える仕組みをいう。

○地域ケア体制の強化

認知症サポーターのさらなる増加を図るなど、認知症への正しい理解や認知症の方への接し方について、普及啓発を行います。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などに対して、地域住民が温かく思いやりを持って見守りを行うことができるよう、地域のネットワークを構築するとともに、認知症高齢者行方不明 SOS ネットワークの迅速な情報伝達について取り組みます。加えて、小学校区などの協議体の設置に取り組むなど高齢者を支える地域づくりを推進します。

○医療と介護の連携

中心的な役割を担う地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、医療機関や介護サービス事業者などと連携・協働し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムを構築します。

安全安心
安らぐ

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
高齢者に占める要介護(支援)認定者の割合	⬇	18.2%	22.0%
	65 歳以上の介護保険被保険者に対する要介護(要支援)認定者の割合(2号を含む)		
認定者に占める居宅介護*(支援)サービス受給者の割合	⬆	63.6%	64.9%
	要介護(要支援)認定者のうち、居宅サービス受給者の割合		
認知症サポーターの人数	⬆	17,860 人	35,860 人
	認知症高齢者を見守り・支援する認知症サポーターの人数		

*居宅介護：自宅にヘルパーが訪問して行う、入浴、排せつ、食事などの介護等のことをいう。

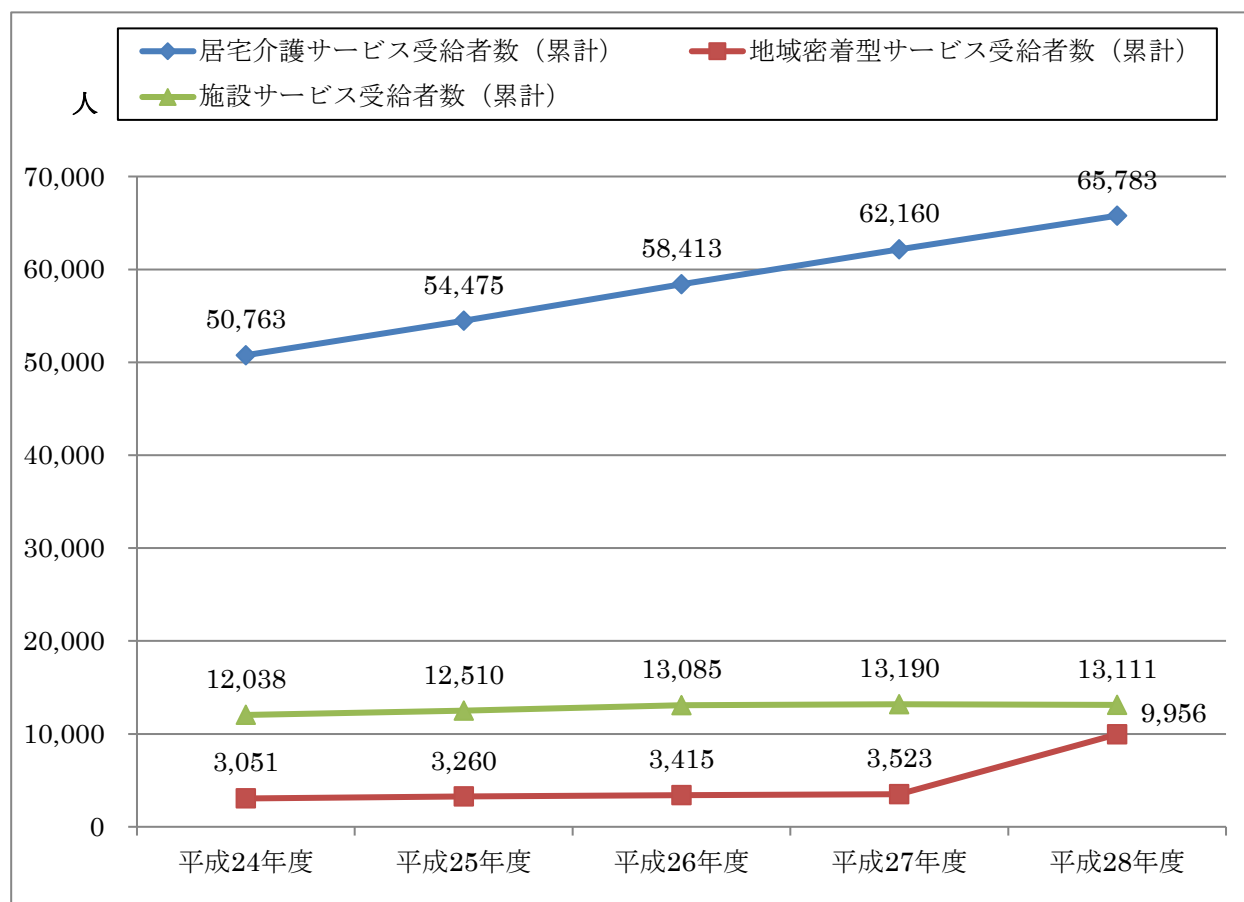
役割

市 民	・介護保険制度に関心を持つとともに、介護保険料を納付します。 ・高齢者が自立した日常生活を営むために、介護予防に努めます。
市民公益活動団体	・介護が必要な人の早期発見に協力します。 ・多様で柔軟な生活支援を地域の中で確保できる地域づくりを行います。 ・無償または安価での相互助け合い活動を推進します。
事業者	・介護サービスの提供を適正に行い、質の向上に努めます。

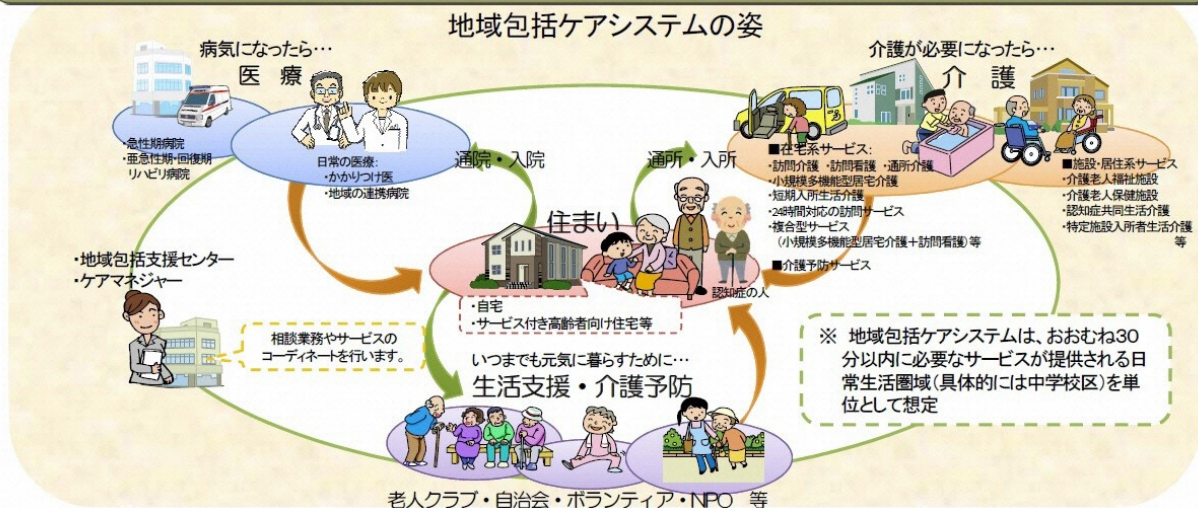
関連する個別計画

川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

各種介護サービス受給者の推移



- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



地域包括ケアシステムについて

視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策 22 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します

統括部等 福祉部

関連部等

—

現状と課題

現 状	課 題
高齢者人口の増加に伴い、生きがいづくりや社会参加に対するニーズが多様化しています。	地域において、高齢者が様々な活動を通じて、社会参加や生きがいを感じ、地域で活躍できるよう支援していく必要があります。

主な施策展開

○生きがいづくりや社会参加の促進

老人クラブ*の活動を支援するとともに、高齢者の健康づくりや生きがいづくり等をめざす地域の自主グループに対して、活動の場として老人福祉センターや老人憩いの家を提供するなど、多様化する高齢者のニーズに応じた福祉サービスを行います。

○就労の場の提供

高齢者が今まで培った豊かな経験や能力を生かして就業や社会貢献ができるよう、シルバー人材センター*の安定した運営の支援に努めるとともに、ハローワークや川西しごとサポートセンターなどと連携し、就労機会の確保に努めます。

*老人クラブ：高齢者の社会参加・生きがいづくりの中心的地域活動組織として、友愛活動や奉仕活動、健康活動等の各種活動を実施。

*シルバー人材センター：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、知事の指定を受けた公益法人をいう。地域の高齢者が自分の体力・技能・希望に合った仕事をして行く中で、生きがいづくり、健康維持、社会参加を促進するとともに地域社会の活性化をめざしている。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
「高齢者が生きがいを持って生活できる」と思う市民の割合	↗	20.3% (H29)	29.5%
	市民実感調査より		
シルバー人材センターの入会率	↗	2.2%	2.5%
	60 歳以上の市民のうち、就業機会を提供するシルバー人材センターへの入会の割合		
老人クラブの入会率	↗	8.8%	9.8%
	60 歳以上の市民のうち、多様な社会活動を展開する老人クラブへの入会の割合		
ボランティアや NPO などの活動に参加している 65 歳以上の市民の割合	↗	15.0% (H29)	16.2%
	市民実感調査より		

安全安心
安らぐ

役割

市 民	・老人クラブや地域グループに積極的に加入し、地域との交流を図ります。 ・自らの生きがいづくりを行うとともに、培った知識を生かし地域貢献に取り組みます。
市民公益 活動団体	・豊かな人材を発掘し、自治会やコミュニティを通じて、経験や能力を生かせる機会をつくります。
事 業 者	・シルバー人材センターの活用をはじめ、高齢者の雇用を積極的行います。

関連する個別計画

川西市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画

視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策 23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します

統括部等 福祉部

関連部等 健康増進部

現状と課題

現 状	課 題
福祉施設（障害者支援施設）入所者の地域生活への移行支援に取り組んでいるものの、目標を下回る水準で推移しています。また、障がい者*の重度化や高齢化が進む中、いわゆる「親亡き後」の問題が顕在化しています。	地域生活への移行や定着に対する支援のほか、グループホーム*や生活介護、就労継続支援など、障がい者の地域生活を支援するサービスを推進する必要があります。
就労移行支援事業などを通じて一般就労へ移行する人数は増加傾向にあるものの、さらなる取り組みが必要です。	一般就労への移行支援や就労先への定着支援の提供体制を整備する必要があります。
一定基準以下の所得の障がい者は、障がい者医療費助成によって、経済的負担を心配せずに、必要な医療を受けることができます。	高齢化などの進展の状況を踏まえ、対象者の所得や障がいの程度の基準の範囲を検討していく必要があります。
医療的ニーズが高い重症心身障がい児に対する支援や、医学的な診断に基づくリハビリテーションを、身近な地域で受けられる体制が十分ではありません。	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を市内に整備する必要があります。
障がい者と地域住民などとの交流を図る多様な取り組みが行われていますが、参加者が固定化する傾向もみられます。	障がい者に対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。

*障がい者：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

*グループホーム：障がいのある人が共同生活をしながら、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を受けられる施設。

主な施策展開

○障害福祉サービスの充実

地域移行支援や地域定着支援を併せて実施する「基幹相談支援センター」の設置や、グループホームなどの施設整備に対する支援策を検討します。

○就労支援の充実

「就労移行支援」「就労定着支援」について、市内での提供体制について検討します。

○福祉医療制度の持続的運営

障がい者が安心して必要な医療を受けられるよう、県と連携を図りながら将来にわたり安定した制度として維持するとともに、対象者の条件について、障がい者施策などの動向を踏まえて検討します。

○障がい者への支援体制整備

保健や医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、重症心身障がい児や医療的な支援を必要とする障がい者への支援体制を整備します。

○共生のまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。

安全安心
あらぐ

施策評価指標

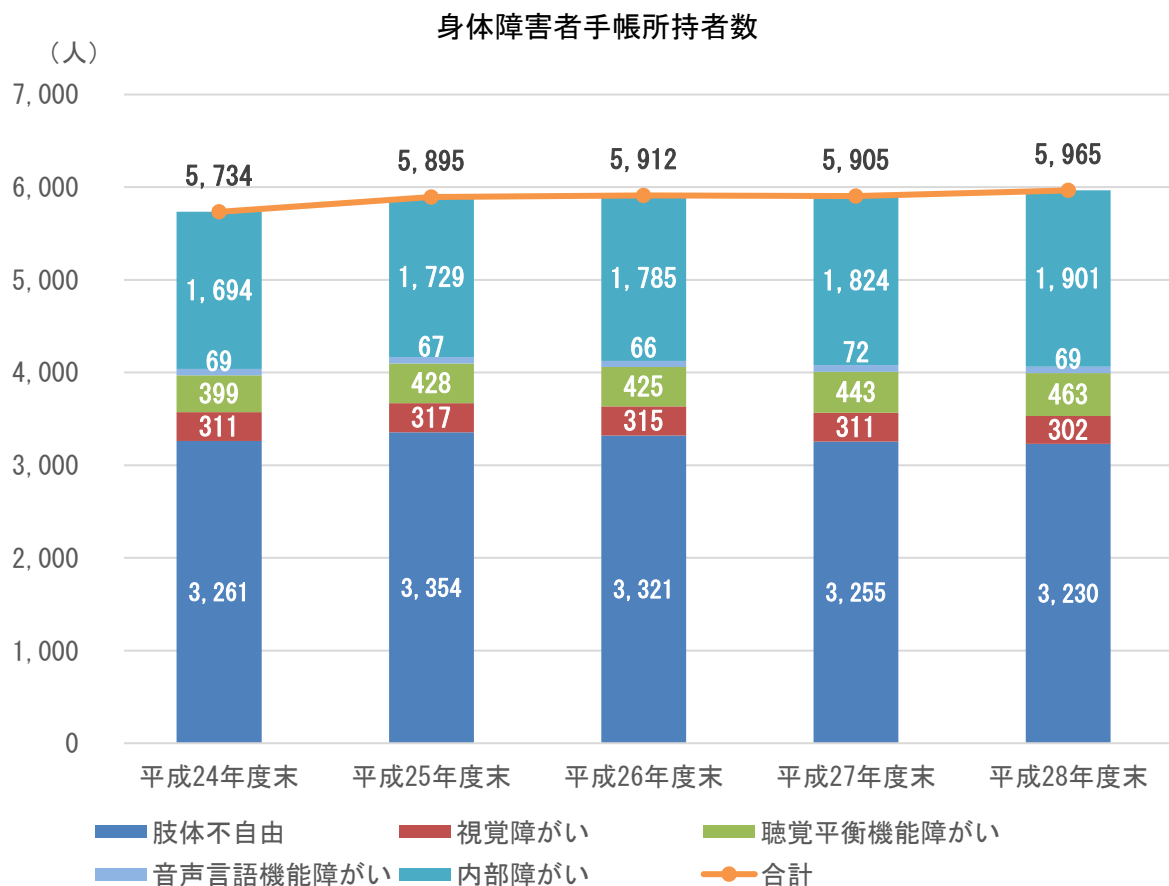
名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
福祉施設入所者の地域生活移行者数	↗	0 人	3 人
	長期的・常態的な福祉施設入所から地域へ移行した障がい者の人数(自立訓練に係る入所は除く)		
障がい者福祉施設からの一般就労者数	↗	15 人	27 人
	障がい者福祉施設から一般就労した人数		

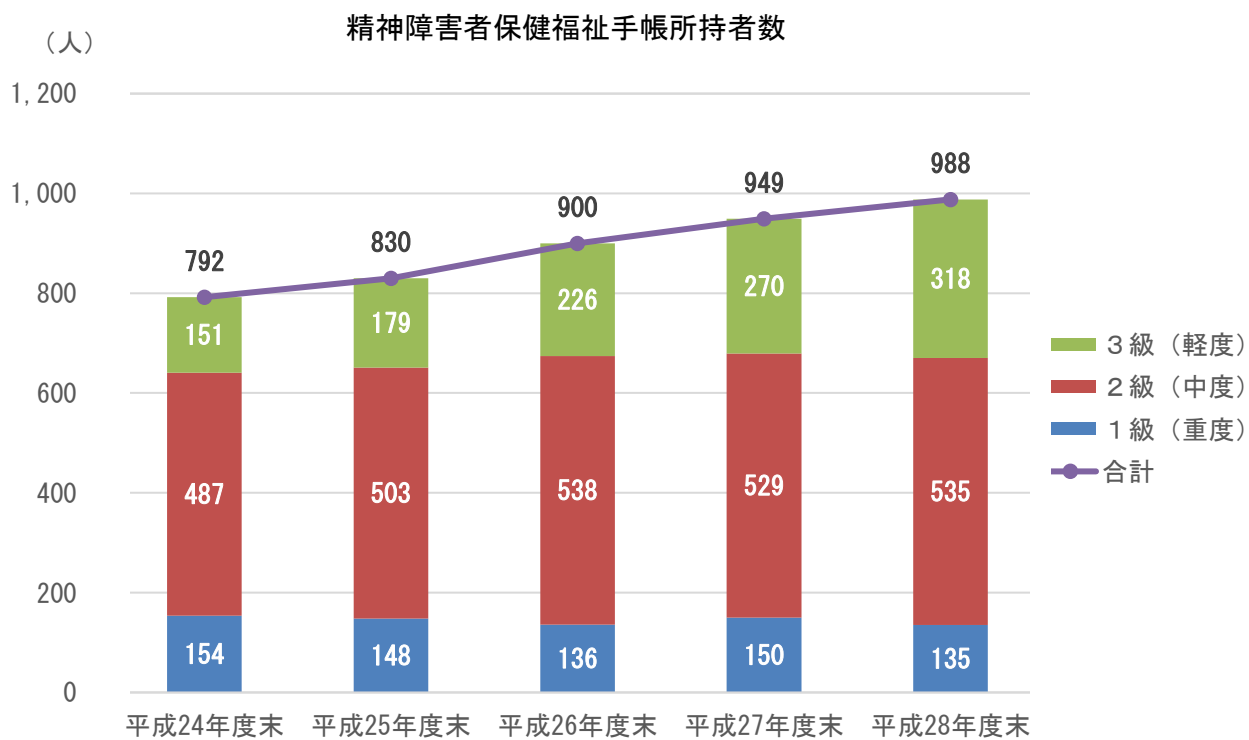
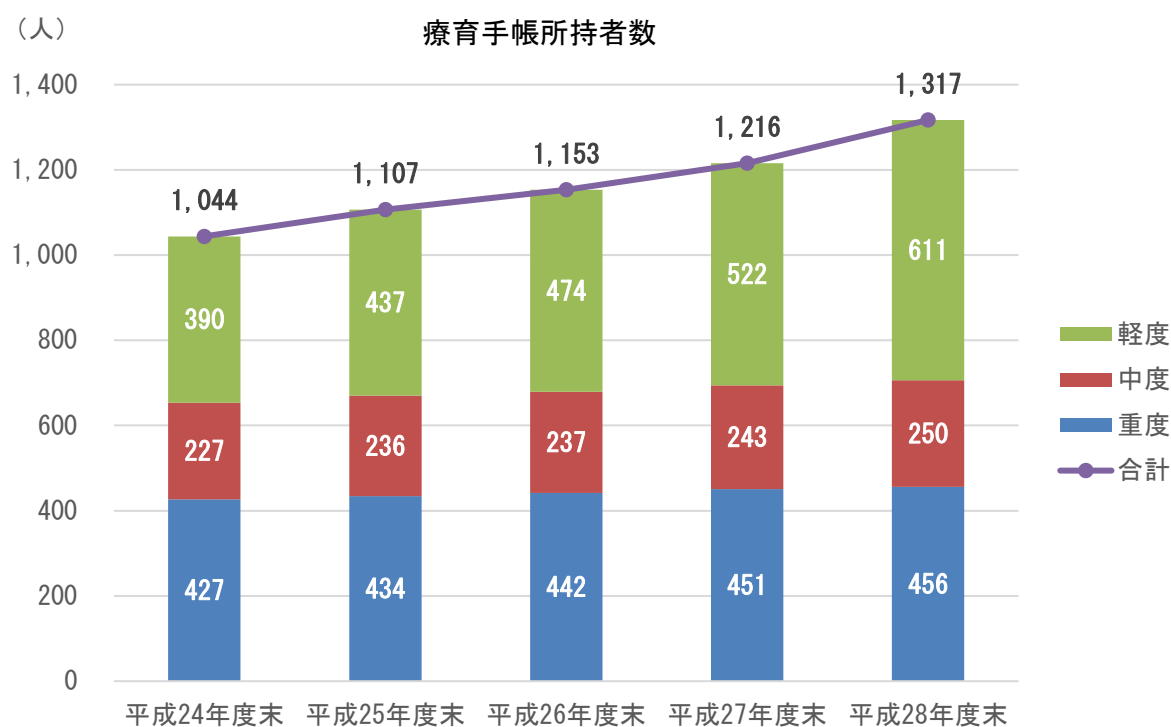
役割

市 民	- 障がい者に対する理解を深め、ともに支え合い、差別のない地域社会をつくれます。 - 障がい者が自立した地域生活を送ることができるよう、自発的に協力します。
市民公益活動団体	- 障がい者の社会参加や地域住民との交流などの機会を増やします。 - コミュニケーション支援などを通して、障がい者が自らの意思で、自立した地域生活を送ることができるよう支援します。
事 業 者	- 障がい者に対し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めます。 - 障がい者の雇用や就労の機会を増やします。

関連する個別計画

川西市障がい者プラン2023（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）





視 点 2 安全安心

政 策 3 安らぐ

施 策

24

生活保護受給者と生活困窮者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します

統括部等 福祉部

関連部等 こども未来部／教育推進部

現状と課題

現 状	課 題
生活保護世帯数は、高齢化や核家族化の進行などにより微増傾向にあり、平成 29 年 3 月末現在の状況は、保護受給世帯 1,389 世帯、保護受給人員 1,974 人、保護率は 1.24% となっています。	生活保護受給者の①就労による経済的自立、②地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、そして③自身の健康・生活管理などを行う日常生活自立に向けた様々な課題に対応した支援が必要です。
非正規雇用の増加による収入の不安定化などにより、生活保護に至る前の生活困窮者が増加の傾向にあります。	生活困窮者の自立促進のためには、対象者を早期に把握する仕組みと包括的な支援体制を構築する必要があります。また、リスクを抱える子どもや若者を早期に把握し、支援する体制を強化する必要があります。

主な施策展開

○生活保護受給者に対する自立の支援

生活保護受給者個々の生活状況を適切に把握し、それぞれの受給者に応じて関係機関とも連携し、経済的自立や社会生活自立、日常生活自立に向けた支援を行います。

○生活困窮者への相談・支援体制の充実

生活困窮者自立支援制度や相談窓口について市民に周知を図るとともに、地区民生委員などにも協力を求めて生活困窮者の早期の把握に努め、関係機関とも連携し、就労に向けた基礎能力の形成も含めて相談者に対して支援を行います。

○子どもの貧困対策

子どもの貧困対策について、関係部署と連携し、子育て支援や教育施策などに取り組みます。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
就労支援により就労した人数	↗	136 人	140 人
	就労支援活用による実稼働人数		
自立による生活保護世帯廃止件数	↗	34 件	40 件
	実廃止世帯件数		
生活困窮者に関する新規相談件数	↗	487 件	500 件
	生活困窮者自立支援法に基づく新規相談件数		

安全安心
あらぐ

役割

市 民	- 健康管理や就労活動などの自助努力を行います。 - 生活の維持や安定のための各種サービスを有効に使います。
市民公益 活動団体	- 民生委員などが福祉事務所と連携し、必要に応じて生活保護受給者や生活困窮者の見守りを行うとともに、早期の把握に努めます。 - 困ったときには、互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。 - 社会福祉法人などが、各種制度を活用し適切な支援を行います。
事 業 者	- 医療機関や介護施設・事業所などが連携しながら、生活保護受給者の多様化したニーズに対し、的確なサービスを提供します。 - 生活保護受給者や生活困窮者の就労希望者の受け入れに努めます。

関連する個別計画

第 5 期川西市地域福祉計画

施 策 25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します

統括部等 総務部

関連部等 消防本部

現状と課題

現 状	課 題
阪神・淡路大震災から得た教訓を踏まえ、平成 13 年に作成した避難所管理運営マニュアルに基づき、大規模災害時には避難所運営を行うこととしています。	地域における近隣との関係性が希薄になる中、複雑かつ多様化する市民のライフスタイルに合わせて、大規模災害時には、自助や共助に基づいた避難所運営の見直しが必要です。
市内の自主防災組織に対して、防災訓練などの支援を行っています。また、各組織の活性化に向け、意見交換や交流の場、防災に関する情報を適宜提供するなど、積極的な支援を行っています。	大規模災害時には行政も被災することから、日頃から自主防災組織と連携し、地域の実情に応じ、防災行政無線などを活用した情報伝達訓練などを実施するとともに、担い手の育成や活性化をはじめとする支援を行っていく必要があります。
火災の発生を抑えるとともに、仮に発生しても早期に発見し、被害を最小限とするため、住宅用火災警報器*の設置・維持の促進を行っています。更に、火災予防の意識向上のための広報活動などを行っています。	住宅用火災警報器の義務化から 10 年が経過するため、期限を過ぎた住宅用火災警報器の交換を促す必要があります。
事業所や危険物施設に対して、定期的な査察を実施することで消防法などの防火上の基準を遵守させており、違反や不備があればその都度、改善指導しています。	重大な違反のある事業所などに対して必要な指導を繰り返し、是正を求めています。が、是正されない場合は違反処理を行う必要があります。
地域防災の要となる消防団員は、昼夜を問わず災害出動しています。また、平時には地域住民への防災知識の普及啓発など、地域コミュニティでも重要な役割を果たしています。	少子高齢化や就業形態の変化などに伴い、若手消防団員の確保が困難な状況ですが、今後も消防団員の確保に努める必要があります。また、消防団車両や消防格納庫の適切な維持管理に努めます。

*住宅用火災警報器：住宅の中の火災を自動的に感知して警報音や音声で知らせるもので、火災の早期発見に役立つ防災機器をいう。

主な施策展開

○地域防災力の向上

災害時に地域が中心となって自主的に避難所を運営できるよう、避難所毎のマニュアルを地域とともに作成し、地域の防災力を高めます。

○自主防災活動の支援

訓練を重ねるほか、情報交換や意見交流の場などを提供し、人材育成や活性化に向けた支援を行います。

○住宅用火災警報器の適正管理

交換期限を過ぎた住宅用火災警報器の交換などの維持管理方法について、広報・指導を行います。

○火災予防対策の推進

事業所などの火災予防に関する意識と知識を高め、違反事業所などは改善指導します。

○消防団の機能向上

消防団員の入団条件の見直し後の状況を鑑み、さらに入団促進につながる手法などの検討を進めます。また、消防団活動に必要な不可欠な消防団車両や消防格納庫の維持管理を行います。

安全安心
備える

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
地震や火災などの災害に対する備えができている市民の割合	↗	29.4% (H29)	47.0%
	市民実感調査より		
自治会やコミュニティと連携し、防災訓練や講座を実施している自主防災組織の割合	↗	92.8%	100%
	防災訓練・講座実施状況より		

役割

市 民	・ 日頃から備えを行い、災害時には初期活動や避難所運営に協力します。 ・ 地域の学習会や防災訓練に参加し、防災知識を深めます。 ・ 消防団活動に興味を持ち、消防団に積極的に入団します。 ・ 住宅用火災警報器を設置し、適正に維持管理します。
市民公益活動団体	・ 訓練などを通じて地域防災力を強化します。 ・ 災害時には、市と連携し、避難所運営などを行います。 ・ 市民、事業所などに対する防火意識や知識向上のため、その場の提供や防火に係る様々な活動を行います。
事 業 者	・ 事業所内での防災対策を進め、災害時は地域の活動に参画します。 ・ 消防法令を遵守して、事業所などを適法に維持管理します。従業者は防火に関する意識や知識の向上に努めます。万一火災になっても被害を最小限に留められるよう、消防用設備などを熟知します。 ・ 消防団の重要性を理解し、消防団活動に協力します。

関連する個別計画

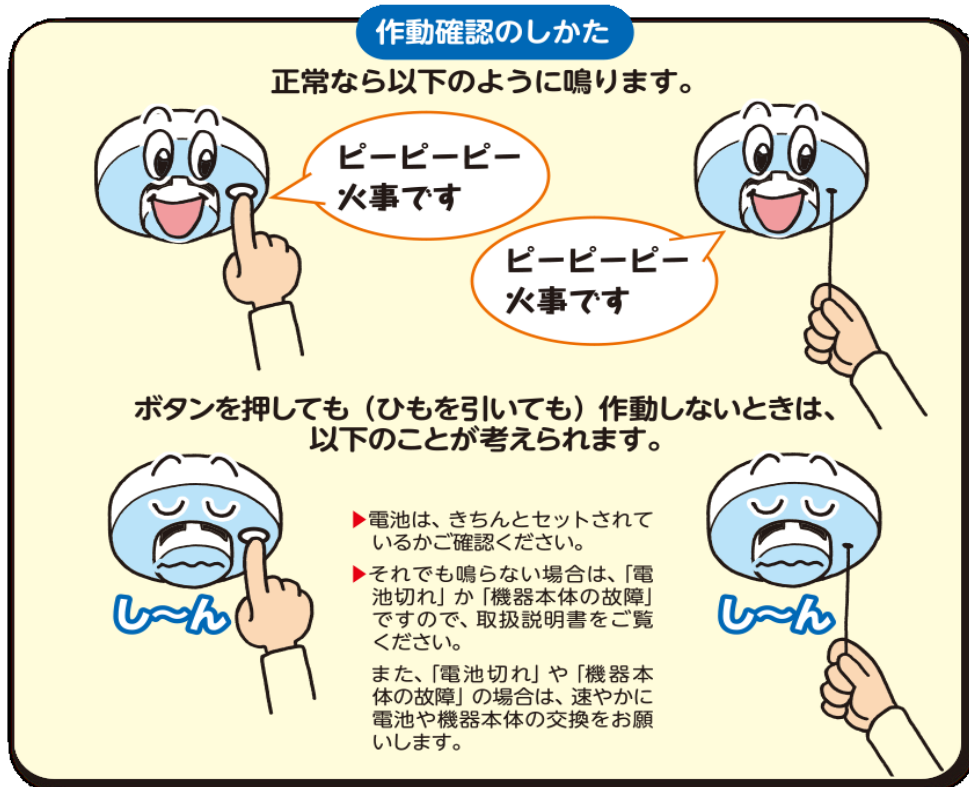
川西市地域防災計画／川西市水防計画



自主防災組織の初期消火訓練



「災害への備え 少し多めのストックを」



住宅用火災警報器の点検方法

(出典：一般社団法人 日本火災報知器工業会)

視 点 2 安全安心

政 策 4 備える

施 策 26 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します

統括部等 総務部

関連部等 福祉部／土木部／消防本部

現状と課題

現 状	課 題
防災行政無線*をはじめ情報伝達手段の整備を進めています。また、国の防災計画などの改正を踏まえ、市の地域防災計画の修正を行っています。	大規模災害に備え、情報伝達手段の多重化や計画的な物資の備蓄が必要です。また、関係機関と連携した的確な被災者支援体制の確立が必要です。
市民が安全に避難できる体制の整備に努めています。また、防災マップの全戸配布やWEB化を行うなど、水害や土砂災害の危険性を周知しています。	様々な災害に備え、迅速に対応するための訓練や市民への啓発活動を繰り返し行っていくことが必要です。
兵庫県において、急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。	事業実施には、費用面での制約や地元同意、関係機関協議などに時間を要することから、地域などとの情報共有体制の構築が必要です。
ゲリラ豪雨や台風による被害が突発的に発生しています。	突発災害による被災に対し、設計や工事などに迅速に対応できる体制づくりと関連技術の習得が求められます。
迅速で的確な救急現場活動や救命効果の向上を図っています。	計画的な救急救命士の養成や研修会などへの参加、救命講習などの開催と併せて、さらなる救急需要対策を推進する必要があります。
消防活動の充実及び強化を図っています。	複雑・多様化する事故や災害、高度化する消防需要に対応するため、消防体制を継続的に充実する必要があります。
北消防署管内にある各消防庁舎は、昭和50年前後に建設されており、老朽化対策など、継続した建物の維持管理を行っています。	新名神高速道路開通に伴い、北署管内の出動形態に大きく変化が生じる可能性があるため、北署や多田出張所などのスクラップアンドビルドも視野に入れながら維持管理について検討する必要があります。

*防災行政無線：地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とする無線通信システム。

避難行動要支援者*名簿を年 1 回更新し、地域の避難支援等関係者などと情報を共有しています。	避難行動要支援者にかかる個別支援計画*策定の促進を図っていく必要があります。
--	--

主な施策展開

○防災協力体制の強化

情報伝達手段の多重化や関係機関・団体などとの連携を進め、被災者支援のための体制づくりを進めるほか、物資の計画的な備蓄に努めるとともに、日頃の備えの重要性を市民へ啓発します。

○防災体制の整備

各地域における危険個所などの周知や災害時の確実な伝達と訓練などを通じた市の体制強化により、市民が安全に避難できるようにします。

○防災基盤の整備

県が実施する急傾斜地対策事業の推進のために地域の意見を取りまとめるなど、県や地域と連携して、事業の早期着工に協力します。また、豪雨や台風により被災した道路などについても、迅速に復旧を図れるよう努めます。

○救急需要対策の推進

救命率の向上や応急手当の普及啓発、救急車の適正利用などの救急需要対策を推進します。

○消防体制の強化

大規模災害や高速道路などの災害への対応力の強化、消防車両・消防資器材などの整備更新を行います。

○個別支援計画の策定

避難行動要支援者の個別支援計画の策定を地域の避難支援等関係者とともに進めます。

安全安心
備える

*避難行動要支援者：災害発生時など、避難をするのに支援が必要な要配慮者。

*個別支援計画：災害発生時などに避難行動要支援者に対し、地域の関係者が避難を支援する計画。

施策評価指標

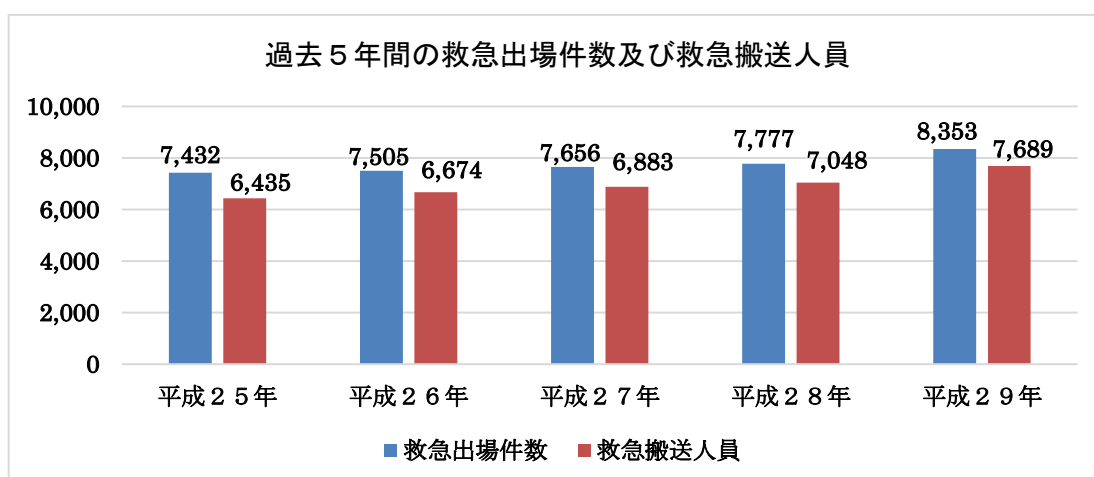
名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
「災害に強いまちだ」と思う市民の割合	↗	29.0% (H29)	32.0%
	市民実感調査より		
火災現場への平均到着所要時間	↘	8.1 分	6.4 分
	先着消防隊が現場到着までに要した時間		
救急現場への平均到着所要時間	↘	5.8 分	5.0 分
	救急隊が現場到着までに要した時間		

役割

市 民	・ 日頃の備えを行い、災害発生時には地域活動に協力します。 ・ 救急車の適正利用に努めます。
市民公益 活動団体	・ 市などと連携し、被害者の救助や避難所の運営を行います。 ・ 地域ニーズの発信と意見の集約をします。 ・ 災害対策工事の早期着工への協力を行います。 ・ 地域の避難支援など関係者を中心に個別支援計画の策定に努めます。
事 業 者	・ 災害時に地域と連携し、物資・場所・人材を提供するなど、復旧・復興に協力します。

関連する個別計画

川西市地域防災計画／川西市水防計画／第5期川西市地域福祉計画



① 災害時の緊急情報などの入手方法

防災行政無線屋外スピーカー

緊急地震速報、避難勧告等の緊急情報を市全域に伝達するため、市内25箇所に屋外スピーカーを設置しています。
また、毎月17日17時には定期試験放送を行うほか、自主防災組織による訓練放送などを実施します。

テレホンサービス
みな はやく
0120-367-889
※フリーダイヤル無料
050で始まるIP電話は072-740-0150（有料）へ

かわにし安心ネット
災害に関する緊急情報（避難情報、気象警報、地震速報（震度4以上））をメールでお知らせします。
【登録方法】
右の2次元コードから登録いただくかkawanishi@bosai.netに空メールを送信し、登録手続きを行ってください。

エリアメール・緊急速報メール
携帯電話事業者のサービスで、エリア内にある対応機種の手帳型スマートフォン等に、緊急地震速報、洪水情報、避難勧告等の緊急情報などを配信します。
事前登録は不要です。対応機種についてはお買い上げの販売店に問い合わせてください。

屋外スピーカーの位置は **川西市防災マップ（地図版）** をチェック！
その他の防災情報
市ホームページ 広報車 市公式Facebookページ テレビ・ラジオ

災害時応援協定に基づく情報配信
●J:COMチャンネル
●ヤフーホームページ、ブログ、防災速報アプリ
●一摩ダム放送警報設備

2次元コード

多様な手段で緊急情報等を伝達

緊急情報 地震の備え 風水害の備え 日頃の備え 市の取組み

川西市防災マップ
KAWANISHI CITY Hazard Map

川西市防災マップ（web版）
http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/bosai_bohan/bosai/bosaimap/

パソコン、スマートフォン等で閲覧可
印刷機能有

© 1998 2008

浸水想定区域や土砂災害警戒区域、自宅周辺の避難所を確認

安全安心
備える

視 点 2 安全安心**政 策** 4 備える**施 策** 27 生活安全の向上を図ります

統括部等 市民環境部

関連部等 —

現状と課題

現 状	課 題
地域や各種団体と行政が連携して、地域の安全確保に向けた取り組みを行うほか、各小学校通学路などに防犯カメラを設置するなど、地域防犯活動を支援しています。また、近年、地域における積極的な防犯活動などにより、川西警察署管内の犯罪発生件数は、減少傾向にあります。	川西警察署や川西防犯協会などと行政が連携して、地域の安全確保に向けた取り組みを推進するとともに、「地域の安全は地域で守る」といった市民の防犯意識の醸成を図っていく必要があります。
商品やサービスに関する苦情など消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言や情報提供、あっせんを実施しています。	近年、消費者を狙う悪質商法の手口が巧妙化かつ多様化している状況に対応する必要があります。
消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図るため、広報誌やホームページへの掲載、地域や学校への出前講座などを通じ、啓発を実施しています。	特に、消費者被害にあいやすい高齢者や若年者に対しては、関係機関と連携しながら重点的に取り組む必要があります。

主な施策展開**○防犯活動の推進**

川西市生活安全推進連絡協議会を通じて関係団体と情報交換を行うとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高めるための取り組みを推進します。

○消費生活相談の充実

消費生活相談員の対応力の強化と相談体制の充実に努め、多様化する消費者トラブルに対応します。

○消費者教育・啓発の推進

消費者問題に関する講座などを開催するほか、関係機関との連携を強化し、幅広い年代の消費者に対して効果的な消費者教育・啓発活動を進めます。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
犯罪発生件数	⬇	1,386 件	1,000 件
	川西警察署管内の犯罪発生件数(暦年)		
「消費者トラブルにあわない心構えができている」と 思う市民の割合	⬆	87.7%(H29)	91.0%
	市民実感調査より		
消費生活相談の解決率	⬆	97.6%	99.0%
	受け付けた消費生活相談のうち、助言・情報提供・あっせんなどにより解決した件数の割合		

安全安心
備える

役割

市 民	・各家庭で常夜灯やセンサーライトをつけるなど、犯罪を発生させない環境をつくれます。 ・日常生活での見守りや声かけを行うとともに、地域防犯活動に参加します。 ・消費者として自ら主体的かつ合理的に判断し、自立した行動ができるよう、身の回りの消費生活に関する知識の習得や情報収集に努めます。
市民公益 活動団体	・「地域の安全は地域で守る」の精神から、防犯パトロールの実施など、地域で自主的な取り組みを行います。 ・防犯設備機材などを設置し、犯罪の発生を抑止します。 ・消費者への必要な情報提供・啓発活動を行います。
事 業 者	・企業の車両で「こどもをまもる 110 番のくるま」のパトロールを進めます。 ・消費者の意向を的確にとらえ、安全安心な製品・サービスの提供や適正な表示の実現に努めます。 ・お客様相談室など、消費者からの相談や苦情の対応部門を設置し、消費者トラブルに迅速に対応します。

関連する個別計画

視 点 2 安全安心

政 策 5 守る

施 策 28 豊かな自然環境を次世代へ継承します

統括部等 市民環境部

関連部等 土木部

現状と課題

現 状	課 題
里山*や猪名川溪谷など、豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が様々な恩恵を受けています。	「生物多様性ふるさと川西戦略」を推進し、生物の多様性を保全することで、豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいく必要があります。
里山を保全していくことは地元だけでは難しく、森林ボランティア*などのボランティア団体が重要な役割を担っています。	観光・防災の観点からも森林・里山保全は重要であるため、高齢化などにより担い手が不足している森林ボランティアやNPOなどへの新たな支援や知識の継承について検討する必要があります。
「第4次川西市環境率先行動計画」に基づき、二酸化炭素を中心とした温室効果ガス*やエネルギー使用量削減などの地球温暖化対策に取り組んでいます。	環境負荷の低減を推進するため、市民や事業者の主体的な行動を促進する必要があります。
緑化協会を通じて、駅前ロータリーなどの草花交換や春と秋の緑化イベントの開催、各種講習会などへの助成を行うなど、緑化の推進と啓発を行っています。	緑化協会の会員は高齢化などの理由で減少傾向にあるため、会員の確保に努める必要があります。

*里山：一般には、農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる農用林のこと。里山は、稲作農耕文化と深い関わりを持ちながら形成された林で、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生態系を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきている。近年では、生活の身近にある自然として生物多様性などの自然環境の保全や都市と農村の交流の拠点としての重要性が増している。

*森林ボランティア：植林、間伐などの森林づくり活動や、森林環境学習などの森林・林業に関する普及啓発活動をボランティアで行う個人及び団体をいう。

*温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのことをいう。京都議定書で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）の他ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が削減対象ガスと定められた。

主な施策展開

○生物多様性の保全

市民や関係団体、事業者などと連携し、生物多様性ふるさと川西戦略を推進します。また、生物の多様性の保全に取り組む市民活動団体間の相互連携を支援するとともに、活動内容のPRや啓発活動などを支援します。

○里山の保全

森林ボランティア団体やNPOなどが継続して活動ができるよう、関係機関と連携して支援します。また、担い手不足の解消に向けて、イベントなどで新規入会員の呼びかけや知識の継承のための講習会を行うなど、次世代へ引き継いでいく取り組みを支援します。

○環境配慮の率先

省エネルギー*をはじめとした環境に配慮した取り組みを市民や事業者などに啓発するとともに、市職員の環境に対する意識の向上を図り、環境に配慮した行動を推進します。

○緑化活動の推進

「みどりのフェア」や「都市緑化祭」を開催するなど、緑豊かなまちづくりを推進・啓発するとともに、緑化協会のPRを積極的に行い、会員数の増加に努めます。

安全安心
守る

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
環境に配慮した行動を心がけている市民の割合	↗	86.2% (H29)	90.0%
	市民実感調査より		
「緑が豊かなまちだ」と思う市民の割合	↗	82.1% (H29)	85.0%
	市民実感調査より		

*省エネルギー：エネルギーを使用する際に科学的、合理的な手法を駆使して、設備構造面もしくは運転管理面での改善・改良を行うことによりエネルギーの使用を減少させること。

役割

市 民	・再生可能エネルギー*の活用や省エネルギーを意識するなど、環境に配慮した日常生活への転換をめざします。 ・生物の多様性や里山に興味を持ち、保全活動に参加します。 ・身近な木々や草花を大切にします。
市民公益活動団体	・市や県、地域と協力して、生物の多様性や里山を保全します。 ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを意識するなど、環境に配慮した取り組みを行います。 ・市民活動により緑化を推進します。
事業者	・企業の森など、里山の保全活動を推進します。 ・CSR*活動の一環として環境保護活動に努めます。 ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを意識するなど、環境に配慮した取り組みを行います。 ・事業所施設での緑化を推進します。

関連する個別計画

第2次川西市環境基本計画／生物多様性ふるさと川西戦略

第4次川西市環境率先行動計画／川西市緑の基本計画



*再生可能エネルギー：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

*CSR：「Corporate Social Responsibility (コーポレート ソーシャル リスポンシビリティ)」の略で、企業の社会的責任を指す。企業が事業活動を営むうえで、様々な社会的な責務を果たそうとする取り組み。



自然活動団体交流研究会



ヒメボタル



エドヒガン



ユキヤナギ



クヌギの植樹

安全安心
守る

視 点 2 安全安心

政 策 5 守る

施 策 29 快適な生活環境を守ります

統括部等 市民環境部

関連部等 都市政策部／土木部

現状と課題

現 状	課 題
市内の大気観測や猪名川の水質分析、道路に面する地域の自動車騒音や一般地域の騒音の測定を行うなど、市内の環境動態を調査しています。	住民の生活環境を守るため、関係機関と連携を図り、新名神高速道路の開通など、新たな生活環境の変化に対応できるよう監視体制を一層充実させる必要があります。
生活環境に影響を与える工場などに対して、一定の規制や指導を行うとともに、路上喫煙・ポイ捨てなどの迷惑行為防止のための啓発活動を実施しています。	生活環境に影響を与える工場などに対し、規制や指導により基準などを遵守させる必要があります。また、路上喫煙・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止には、行政だけでなく、様々なまちづくりの主体と連携し、啓発活動を実施する必要があります。
ペットの飼育マナー向上に向け啓発を行っているものの、ペットの糞や鳴き声などに対する苦情・相談が多く寄せられています。また、狂犬病の蔓延を防止するため、犬の登録と予防注射接種の啓発に努めるとともに、関係団体を通じ、野良猫に対する去勢・避妊手術の助成を行っています。	ペットの飼育マナーに対するさらなる啓発と、狂犬病予防注射接種率の向上と集団注射の継続実施に努める必要があります。
南部の航空機騒音対策区域では、騒音の実態把握を継続してきましたが、依然として環境基準が達成されていないことから、地域住民の学習や集会などに利用してもらうよう共同利用施設を管理・運営しています。	環境基準の達成については、空港運営事業者や航空会社に低騒音機の導入などの騒音対策を求めるとともに、共同利用施設の老朽化に対応する必要があります。
衛生、景観、近隣の生活環境の観点から、ごみの放棄や雑草、樹木の手入れがされないなど、管理不適切な空き家が見受けられます。	空き家等の所有者が自らの責任により、適切な維持や管理に努めるよう求めるとともに、対処する必要があります。

主な施策展開

○監視体制の強化

水質・大気汚染・環境騒音などを定期的に測定することで実態を把握し、快適な生活環境の保全に向け監視を継続するとともに、新名神高速道路の開通に伴い、常時観測を実施するなど監視体制の強化を行います。また、阪神高速道路池田線の常時観測のあり方について検討します。

○生活環境の保全

環境保全条例などに基づく規制・指導などを徹底するとともに、路上喫煙・ポイ捨て防止の啓発活動などを市民・地域・事業者などと協働して行うなど、様々な環境問題に対して、役割分担を整理して解決を図ります。

○環境衛生の充実

獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性を周知するなどペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うほか、野良猫に対して去勢・避妊手術の助成を継続します。

○航空機騒音対策の推進

南部の航空機騒音対策区域における騒音実態と地域住民の意見の把握に努め、空港運営事業者などへの騒音対策の要望を継続するとともに、共同利用施設のあり方を検討します。

○特定空き家等への対応

生活環境等に著しく影響を及ぼす恐れがある空き家等を特定空き家等*と認定し、法令等に基づき対処します。

安全安心
守る

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
自動車排出ガス(二酸化窒素)濃度	⬇	0.030ppm	0.020ppm
	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値		
猪名川水系における水質測定値(BOD*値)	➡	1.4mg/l	1.0mg/l
	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間 75%値		

*特定空き家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるなど、法律に定義する空き家等をいう。

*BOD：「Biochemical Oxygen Demand」の略。「生物化学的酸素要求量」と訳される。水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素の量。有機物が多いほど消費される酸素量も多くなるため、この値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを表す。

Lden*(時間帯補正等価騒音レベル)		62dB	57dB
	航空機騒音に係る環境基準値(Ⅰ類型)		
狂犬病予防注射接種率		71.9%	70%以上
	狂犬病予防注射接種件数÷犬の登録数		

役割

市 民	- 生活環境上の様々な問題に対して、市民相互で問題解決するように努めます。 - ごみ・たばこのポイ捨てや路上喫煙、騒音などの迷惑行為をしません。 - 狂犬病の予防接種を必ず受け、飼い主としてのマナーを守ります。
市民公益活動団体	- 路上喫煙・ポイ捨ての防止啓発に、市や事業者などと連携して取り組みます。 - 生活環境上の問題に対して、地域で解決するよう努めます。 - 地域で美化活動に取り組みます。
事 業 者	- 路上喫煙・ポイ捨ての防止啓発に、市や地域などと連携して取り組みます。 - 企業活動における騒音などの縮減に努めます。 - 地域の環境美化活動に参加・協力します。 - 環境基準の達成に向けた努力を継続します。

関連する個別計画

第2次川西市環境基本計画

*Lden(時間帯補正等価騒音レベル)：航空機1機ごとから発せられるすべての騒音に昼間、夕方、夜間の時間帯別に重み付けし、エネルギー的に平均し計算される評価指標。平成25年4月1日より適用。



TNR活動＝猫が増えないよう去勢・不妊手術を行う活動

安全安心
守る



視 点 2 安全安心

政 策 5 守る

施 策 30 循環型社会の形成を促進します

統括部等 市民環境部

関連部等 土木部

現状と課題

現 状	課 題
分別方法や収集時間、収集方法、高齢化対策などに対する市民からの要望が寄せられています。	多様化するごみ収集に対する要望に対応していく必要があります。
大型ごみの有料化やごみ袋の色指定により、ごみ排出量は減少傾向にあるものの、一般廃棄物*処理基本計画の目標数値には届いていません。	出前講座や学習会、ごみ行政特集号などで、ごみ減量の啓発を進め、市民・事業者とともに3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組んでいく必要があります。
1市3町（川西市、猪名川町、豊能町、能勢町）の共同ごみ処理施設である「国崎クリーンセンター」の適切な運営に向けた管理運営などを支援するとともに、一般廃棄物の処分を行っています。	施設の性能が十分に発揮されるよう、1市3町と施設が連携しながら、効率的・安定的な管理運営に取り組む必要があります。
市道などへの不法投棄物をパトロールや通報により警察と現場確認し、回収・処分しています。また、不法投棄の防止対策を講じています。	ごみ排出のルール意識の向上を図るとともに、不法投棄を抑制する必要があります。

主な施策展開

○分別収集体制の充実

良好なステーション環境の維持や収集体制の見直し、サポート収集の充実など、多様化するごみ収集に関する要望に対し、地域の協力を得ながら対応します。

○ごみ発生抑制と再使用の推進

3Rのうち、発生抑制・再使用の取り組みを市民・事業者と推進します。また、事業系一般廃棄物の減量施策の推進と大型ごみ以外の有料化についても、調査・研究するとともに、さらなる啓発事業を推進し、ごみ減量に取り組めます。

*一般廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

○広域ごみ処理施設組合との連携強化

国崎クリーンセンターの処理状況について、市民・事業者に対して、適正な排出やリサイクルに向けた情報提供を行うとともに、施設見学とごみ減量出前講座の同時開催やイベントの共同開催など、啓発施設「ゆめほたる」との連携を図ります。

○不法投棄の抑制

パトロールによる回収・処分を実施するとともに、看板などにより不法投棄の防止を図り、道路の安全確保と環境美化を推進します。

施策評価指標

名 称	方向性	最新値 (H28)	目標値 (H34)
「歩道や道路がきれいだ」と思う市民の割合	↗	71.5% (H29)	80.0%
	市民実感調査より		
ごみ収集・処分に対する満足度	↗	68.2% (H29)	90.0%
	市民実感調査より		
一人一日当たりのごみ排出量	↘	894g	828g
	総ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 年度末人口		
一人一日当たりの可燃ごみ排出量	↘	635g	550g
	可燃ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 年度末人口		
ごみのリサイクル率	↗	22.5%	28.0%
	資源化量 ÷ 総ごみ排出量		

安全安心
守る

役割

市 民	・自ら「ごみを出さない、再使用する、再利用する」ことを実践します。 ・ごみの適正な排出や減量、リサイクルに取り組みます。
市民公益 活動団体	・地域でごみの適正な排出や減量、リサイクルに取り組みます。 ・環境美化の監視活動に努めます。
事 業 者	・ごみの排出者としての責任を果たし、「ごみを出さない、再使用する、再利用する」ことを実践します。

関連する個別計画

川西市一般廃棄物処理基本計画